

小針北小学校校舎増築工事など 16議案を原案可決

9月定例議会

9月定例議会は、9月2日から17日までの16日間の会期で開かれました。

本議会に提出された議案は決算認定を含め23議案となり決算認定議案を除き、16議案を同意・原案可決しました。

決算認定議案については、決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決まりました。

(審査日は 11月5日・6日・予備日10日)

町政に対する一般質問には、7名の議員が登壇し、町の考えを質しました。
(広報いな9月号も併せてご覧ください。)

町長提出議案

【補正予算】

一般会計

歳入は主に、町税収入及び、児童手当制度拡充による交付金、更に住宅ローンの住民税等控除による町の減収を補てんするための方特例交付金等である。主な歳出は、住民税の公的年金からの特別徴収のためのシステム導入、中学校への生徒指導支援員の配置等の経費で、1億5千342万7千円を追加し、予算の総額

を93億1千726万4千円とするもの。(全員賛成)

老人保健特別会計

平成19年度事業の確定により、8千62万1千円を追加し、予算の総額を3億2千567万1千円とするもの。(全員賛成)

国民健康保険特別会計

平成19年度事業の確定、医療費の不足等により、1億7千890万円を追加し、予算の総額を33億1千39万円とするもの。(全員賛成)

介護保険特別会計

平成19年度事業の確定等により、5千441万円を追加し、予算の総額を12億472万6千円とするもの。(全員賛成)

公共下水道事業特別会計

平成19年度事業の確定により、273万2千円を減額し、予算の総額を12億7千256万3千円とするもの。(全員賛成)

中部特定土地区画整理事業特別会計

歳入の額の変更に伴う歳出の財源内訳の変更をするもの。(全員賛成)

【条例等改正】

伊奈町監査委員条例の一部を改正する条例

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたため、監査委員の審査事項について改正をするもの。(全員賛成)

伊奈町特別職報酬等審議会条例及び議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法が改正され報酬の名称を議員報酬に改めるなどの改正をするもの。(全員賛成)

伊奈町土地開発公社定款の一部を改正する定款

公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、定款の変更が必要となったため、所要の改正をするもの。(全員賛成)

【その他】

財産の取得

高規格救急自動車
埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店より、3千801万円で購入
(全員賛成)

工事請負契約の締結

工事名
町立小針北小学校校舎増築建築工事
請負金額
1億4千280万円
請負業者
上尾興業・東栄共同企業体
(全員賛成)

継続審査となっていた産業廃棄物(収集運搬業)中間処理施設開業に反対する請願は、9月12日に請願者から取り下げたい旨文書が提出されたため、本会議での採決は行いませんでした。

教育委員の坂井貞雄氏が9月30日で任期満了と



渡辺 暁男氏

教育委員会委員

人事



大針地内の道路を町道として認定するもの。

町道路線の認定

町道第2465号線

延長 264・1m
幅員 5m

(全員賛成)

請願

教育委員の小副川博親氏が9月30日で任期満了となるため、後任として渡辺暁男氏(栄北区在住)を任命することについて
(全員賛成)

なるため、同氏を再任することに同意。
(全員賛成)

町道認定路線網図
2465

「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を求める請願
請願者

「協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議」
埼玉 会長 内野富夫

「協同労働の協同組合法制化を求めるもの」
(審議結果 採択)

議員提出議案

伊奈町議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法が改正されたため所要の改正をするもの。
(全員賛成)

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書

町議会では、「協同労働の協同組合法」を速やかに制定するよう国へ意見書を提出しました。
(全員賛成)

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書

日本社会における団塊の世代といわれる700万人が社会の一線を退き、加えて少子高齢化の到来により、大きな労働環境の変化が様々な形で生じてきています。とくに高齢化による医療、介護を中心とした福祉政策充実を求めた地域の要望が求められています。

この声をうけ、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。この一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、大変注目を集めております。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合(ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ)についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人と人のつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、町民事業による町民主体のまちづくりを創造するものであります。

よって、国においては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」を速やかに制定するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月17日

(提出先：衆議院議長 殿 参議院議長 殿 内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿 厚生労働大臣 殿 経済産業大臣 殿)

埼玉県伊奈町議会